

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業の株主価値を最大化するように経営することを基本としております。同時に企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を目指してコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4-1. 中核人材の多様性の確保】

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針および社内環境整備方針は、以下のとおりとなります。

(1) 人材の多様性の確保

当社グループは、グループ長期ビジョンにあるアジアASEAN地域への事業展開実現のため、外国人留学生採用を継続しており、勤務環境整備のため、人材育成チームの中に外国籍社員のサポートを行うスタッフの選任や、長期帰省可能な休暇制度の導入などを進めております。

また、プロフェッショナル人材の採用を進め、特に社内弁護士は専門分野での活躍に加え、グループのコンプライアンス推進役の役割を担っております。

高齢人材の活用についてはすでに65歳定年制を導入しておりますが、定年退職人材の採用を推進し、高度な知識・経験・ネットワークを活用していきます。また、一般事務等の幅広い分野にも、年齢に関係なく従事できるような風土を整えてまいります。

(2) 人材育成について

グループ管理層の最前線にいる店舗責任者・部門長にも、上場企業レベルの会計・法務・労務士の知識付与が必要となっており、創業者の構想から整備された3段階の塾の運用強化・内容充実を進めます。「幹部養成塾」は部門長候補の約50名を対象とし、社外から計数管理を専門とする講師を招聘して、部門責任者として必須の計数知識の習得を行っています。「NC養成塾」は役員候補の部門長約30名を対象とし、特にグループのコンプライアンス強化を目的に社内弁護士を講師とした実践的な講義が実施されています。「創業者塾」はグループの事業会社社長・役員約15名を対象とし、社外取締役が各専門分野(法務・経営戦略など)に応じた講義を実施しています。

(3) 社内環境の整備

当社グループでは、健康経営を推進するため、ストレスチェックの受診率を向上させることで、社員のメンタルサポートを強化しています。加えて、男女2名の担当者を人事部に配置し、職場でのハラスメントなどがあった場合に直接相談できる体制を整えています。さらに、入社後の定着強化策として、高齢人材スタッフによる新卒社員を対象とする年間3回の「フォローアップインタビュー制度」が効果を発揮しており、今後も継続してまいります。

また、2025年度にグループ全社年間休日120日を目指し、2023年度グループ各社の年間休日数を前年度から3~8日増加させるとともに、全社ベースアップを実施し処遇の改善を行いました。

2022年度育児休暇取得率(正社員)は、女性43.8% 男性8.1%でしたが、これを2025年度には女性・男性ともに100.0%とすることを目標とします。また、2022年度の女性管理職比率3.7%から、2025年度には女性管理職比率を8.0%に高められるよう、女性社員が出産後も勤務継続し、ステップアップを実現する体制を整えていきます。

その他、軟式野球チーム「G7 BLUE REDS KOBE」(役員・社員20名が参加)、ソフトボールチーム「G7 BLUE REDS YOKOHAMA」(役員・社員17名・選手は全員女性)が活動していますが、これをグループ社員が積極的に健康的に余暇を過ごすモデルケースとして、今後も環境整備をすすめていきます。

(4) 管理職比率の目標および実績

	2022年度実績	2025年度目標
女性	3.7%	8.0%
外国人	0%	(注)
中途採用者	78.0%	(注)

(注)外国人および中途採用者について、測定可能な目標は設定しておりません。

【補充原則3-1-3. サステナビリティについての取組み等】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、2023年3月末現在において当社グループが判断したものであります。

気候変動への対応(TCFD提言に基づく情報開示)

当社グループは、サステナビリティに関する社会の期待や要請に応えるためには、各事業の強みを生かし持続可能な社会へ貢献することが、当社グループの長期的な成長につながると考えESG課題の解決に向けた取組みを推進しています。その要素の1つである気候変動課題について、TCFDの提言に基づいた情報開示に向け検討を進めています。TCFD提言のうち「ガバナンス」「リスク管理」については、以下のとおりであります。なお、「戦略」については現在シナリオ分析を実施中であり、リスクと機会の洗い出しならびに対応策を検討しています。また、「指標と目標」についても開示に向けてScope1,2算定に着手しています。

(1) ガバナンス

当社グループでは、代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」で気候変動課題について審議、検討を行うこととしています。当委員会

は、月に一度の頻度で開催され、各社から報告される気候変動関連リスクおよび機会について審議、検討を行い、さらにその中で重要と判断された事項については取締役会へと報告され、取締役会では最終的な対応方針などを決定しリスク管理委員会を通して各社へ対応を指示することでグループ全体の経営戦略に反映してまいります。実際の電気使用量の削減に向けてモニタリングシステムの導入や、エコ運転の啓蒙活動として営業車へのGPS端末装置など意識づけにあたっての施策検討などを実施しています。

(2) リスク管理

当社グループでは、リスク管理委員会を中心として気候変動リスクを含む重大なリスク発生を未然に防ぎ、また万一重大なリスクが発生した場合に事業への影響を最小限にとどめるように努めています。リスク管理委員会は月に1回開催され、各社より挙げられた気候関連課題に関してその他の全社的なリスクと統合し、当社グループの業績への影響とステークホルダーの期待の2軸をもとに相対的に評価することで重要リスクを特定しています。特定した重要リスクについては取締役会へと報告され最終的な対応方針などが決定されます。その対応方針を受け、リスク管理委員会では、各社への指示ならびに対応の進捗状況のモニタリングが行われます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、継続的な企業価値向上の実現に向け、取引関係構築および強化の観点から必要と判断した会社の株式を保有することとしております。また、定期的に取得の意義や経済合理性の観点を見直し保有の合理性の検証を行っております。なお、検証の結果、継続保有する必要がないと判断される株式については、縮減を図ります。保有株式の議決権行使基準に関しましては、議案の内容を具体的に精査し、保有先企業と当社の企業価値向上等を勘案したうえで議案の賛否を判断しております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会規程により取締役会での承認事項としております。また、当社と子会社の役員および主要株主との取引につきましては、半期毎に取引の有無に関する調査書の提出を求めています。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページで、当社および当社グループの社是、経営理念を開示しております。また、経営戦略、経営計画につきましては、同じく当社ホームページでIR情報として決算説明会資料や株主通信等において、概要および見通しを開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「 . 1 . 基本的な考え方」をご参照ください。また、有価証券報告書にも記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社および当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、2022年6月29日付けで改定された役員規程に基づいて、固定報酬および業績連動報酬が決定されます。また、総額等につきましては、株主総会で決議された報酬額の枠内に限定されております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定方針の詳細につきましては、本報告書の「 . 1 . [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)につきましては、上記の役員規程により候補者の選定を行い、20項目からなる「選任評価表」による評価を経て、一定の基準を満たしているかを十分に検討したうえで候補者を決定しております。

監査等委員である取締役に つきましても、選定に当たっては、監査等委員である取締役にふさわしい人格、知見、見識および経験を備え、また、業務に対する専門知識を有し、当社の企業価値の向上に対して有益な助言や提言を頂けるかなどを勘案し総合的に判断しております。

なお、取締役の候補者は、独立役員が委員の過半を占める「指名・報酬委員会」における審議を経た上で、取締役会で決定されます。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役候補者につきましては、候補者とした理由を株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1 . 経営陣への委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令・定款において定める事項の他、取締役会規程に定める事項について決議をしております。それ以外の重要事項につきましては、「職務権限規程」等の規程に基づき決定しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所で示されている独立性要件および会社法による社外取締役の要件を満たすことと、経営に対する高度な見識や豊富な実務経験を有し、当社経営にとって有益な助言等が得られること等を判断基準にしております。

【補充原則4 - 10 - 1 . 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置しておりますが、その構成員は社内取締役1名および独立社外取締役2名であります。詳細につきましては、本報告書の「 . 1 . [任意の委員会] 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」および「補足説明」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1 . 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、ならびにスキル・マトリックス】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう構成されております。なお、当社の取締役人数は、定款にて取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名であり、そのうち2名が独立社外取締役、監査等委員である取締役は3名であり、そのうち2名が独立社外取締役であります。スキル・マトリックスにつきましては、当社ホームページに掲示の株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 2 . 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役の兼任状況は、有価証券報告書および株主総会招集通知の事業報告にて開示しており、その兼任の状況は合理的な範囲であります。

【補充原則4 - 11 - 3 . 取締役会全体の実効性について分析・評価の結果の概要】

当社は、毎年同時期に、取締役会全体の実効性についての分析・評価のための記名式アンケートにより全ての取締役に対し自己評価を実施することとしております。

2022年度の実効性の運営に関しては、開催の回数や審議の時間等、また、社外・社内役員の数等に関する運営と構成について、さらには、資料とその配付時期や報酬等についての自己評価も実施いたしました。

その結果、取締役会全体では、その役割や企業統治のあり方などについて概ね肯定的な評価を得ており、現状での取締役会全体の実効性については確保されており、取締役会は有効に機能しているものと認識しております。

なお、一部に資料の開示・説明時期のさらなる早期化を求める意見等もあり、当社の取締役会は、今後も引き続き、実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 . 取締役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役は、取締役に求められる役割と責務を果たすために必要な知識等を習得するため、必要に応じて外部の研修やセミナー等を受講できるようにしております。また当社では、グループ企業の実効性の取締役や上席部長をはじめとする経営幹部を対象とした研修会を、定期的に行っております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役が直接IR部門を統括し、株主・投資家の皆様との建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や必要な情報の共有などを通して、各部門との積極的な連携を図っております。また、株主・投資家の皆様へは、決算説明会や個人投資家向けの説明会を定期的に行うことにより、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて、株主・投資家の皆様から寄せられたご意見等を企業価値の向上に活用しております。さらに、当社ホームページでは、IRライブラリを設けており、決算説明会資料や株主通信などを公開することにより、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの一層の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人Kトラスト信託口	11,835,856	26.86
公益財団法人G 7奨学財団	7,322,480	16.61
木下 陽子	3,305,024	7.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,234,900	7.34
株式会社オートパックスセブン	2,203,280	5.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1,756,100	3.98
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORT FOLIO)	1,244,663	2.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	994,959	2.25
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	834,500	1.89
損害保険ジャパン株式会社	336,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2023年3月31日の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社および上場子会社は有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうると考えられる特別な事情等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂本 充	他の会社の出身者													
志田 幸宏	他の会社の出身者													
上甲 悌二	他の会社の出身者													
西井 博生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 充			株式会社マネジメントエフ代表取締役社長 当社は、同社と特別の利害関係はありません。	多様な業種での経営コンサルタントとしての実績を踏まえ、企業経営に関する深い見識や知識が当社の経営にとって有益であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化を図る観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。
志田 幸宏			ANALOG PTE.LTD.代表取締役およびPROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター 当社は、両社と特別の利害関係はありません。	海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験が当社の経営にとって有益であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化を図る観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。
上甲 悌二			弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員、弁護士 オーナンバ株式会社社外監査役、株式会社タカミヤ社外取締役(監査等委員)および株式会社姫野組社外取締役 当社は、同法人および当該3社と特別の利害関係はありません。	これまでの当社社外監査役としての実績も踏まえ、弁護士としての専門的見地からも、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言を得られるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化の観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。
西井 博生			なぎさ監査法人およびなぎさ総合会計事務所の代表社員、公認会計士 三相電機株式会社社外取締役(監査等委員) 当社は、両法人および同社と特別の利害関係はありません。	これまでの当社社外監査役としての実績も踏まえ、公認会計士としての専門的見地からも、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言を得られるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化の観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直轄下に監査等委員会室を設置しており、所属する使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査等委員会に意見がある場合には、その意見を尊重することとしております。

また、監査等委員会は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができることとしております。内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項についても、監査等委員会に意見がある場合には、その意見を尊重することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と、相互に連携して監査業務を行っております。

当社は内部監査室を設置し、内部監査室によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査等委員会に報告され、監査等委員会監査のフォローを行っております。また、内部監査室は監査計画に沿った監査を実施すると共に、監査等委員会の要請があれば要請項目について内部監査し、その結果を報告することにより、監査等委員会監査の実効性確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として設置いたしました。

当社の指名・報酬委員会の役割は、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名および報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行うこととしております。また、指名・報酬委員会の構成員は、委員3名以上、かつ、その過半数は独立社外取締役であります。

(委員会の構成)

委員長: 金田達三(代表取締役会長兼CEO)

委員: 上甲悌二(独立社外取締役)

委員: 西井博生(独立社外取締役)

(指名・報酬委員会の主な審議内容)

・取締役の選任および解任に関する事項

・代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項

- ・取締役の報酬体系および報酬決定の方針
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する当社社外取締役である上甲梯二氏以外の弁護士に、内部通報制度の社外窓口を依頼しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、「役員規程」に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、各役員の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2023年3月期における取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		非金銭報酬等	対象となる役員の員数
		金銭報酬			
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役(監査等委員である取締役を除く)	111	90	21		7名
(うち社外取締役)	(9)	(8)	(0)	()	(3名)
監査等委員である取締役	11	10	1		3名
(うち社外取締役)	(6)	(5)	(0)	()	(2名)
監査役	3	3			3名
(うち社外監査役)	(1)	(1)	()	()	(2名)

- (注) 1. 当社は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役を含んでおります。
3. 監査役に対する報酬額は監査等委員会設置会社移行前に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬額は監査等委員会設置会社移行後に係るものであります。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第45期定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役分は3,000万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の

取締役の員数は10名(うち社外取締役は3名)です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役分は3,000万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役は3名)です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。

7. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

上記のほか、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、2021年11月13日に逝去されました故 木下 守氏(前取締役名誉会長)に対し、退職慰労金633百万円、特別功労金500百万円を贈呈いたしました。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額633百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において決議された役員規程において、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目では「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

当社取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、役員規程に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しており、毎月金銭で支給しております。

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与として金銭で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、役員規程に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された代表取締役会長兼社長金田達三氏により、各取締役の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況を熟知し、総合的に各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該報酬の決定は、指名・報酬委員会が役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、委任された裁量の範囲内で権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

業績連動報酬の指標として単年度の過去最高連結当期純利益を選定した理由は、増収、増益、過去最高利益を達成することにより、企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持たせる指標にふさわしいと判断したからであります。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、3,824百万円であります。

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定方針につきましては、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、役員規程に詳細に定められており、その規定に従い取締役の個人別の報酬額が決定されていること、また、指名・報酬委員会が当該報酬について役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申内容を尊重していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

定例の取締役会につきまして、社外取締役の出席に対し、事務局である総務部より開催の案内を送付しております。緊急に開催される臨時取締役会につきましては、社外取締役に対し事務局が開催スケジュールの調整および議案に関する資料の送付を実施しております。また、事務局が双方向のテレビ会議システム等をあらかじめ準備することで、出席困難な社外取締役の取締役会への参加確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営の基本方針その他重要事項を決定する定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎月開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化すると共に、G7グループ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しております。

内部監査につきましては、内部監査室が監査等委員会および会計監査人と連携し営業店舗および子会社の往査を行い、各監査対象部門責任者へ改善勧告を書面にて行い、改善状況の報告と併せて監査等委員会および代表者へ報告を実施しております。

会計監査人（有限責任あずさ監査法人）とは監査契約に基づき、年度決算においては公認会計士の監査を、四半期決算においては公認会計士のレビューを受けております。監査の実施にあたり業務上の問題点に関しても必要な助言を受け、経営組織の改善改革に資するよう心がけております。

遵法精神と法令、企業倫理を遵守する行動基準については、企業運営の基本として、組織内に醸成すべく体制づくりを推進してまいります。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会（委員長、代表取締役社長）を設置し、毎月1回開催しております。当委員会において、各委員よりリスク情報の報告を受けることにより、当社および当社グループを取り巻く各種リスクの一元的管理体制を敷いております。当委員会は、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対処に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図ってまいります。

当社と社外取締役の人的関係・資本的关系・取引関係および利害関係につきましては、当社の社外取締役は5名であり、当社と各社外取締役との間に、人的関係、資本的关系、取引関係および利害関係はありません。

グループ内のコンプライアンス等の対応事項について話し合われる、企業倫理委員会を毎月開催しております。そこでは、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、また、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われております。さらに、当社のホームページ上では、財務情報等の開示を積極的に行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営上の意思決定、執行、監督に係る経営管理組織の整備にあたっては、「意思決定」「執行」「監督」の機能が独立性を保ちつつ、組織が有効に効率的に機能するよう配慮しております。

取締役会は、取締役11名で構成され、うち4名が非常勤ながら社外取締役として取締役会の意思決定の方向性に適切な意見を表明して組織の有効性を保持しています。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)による監査等委員会を設置しております。監査等委員会による監査体制が、独立性を保ちつつも経営に対する監査・監督機能として有効であると判断したことおよび、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社を採用しております。

社外取締役には、企業経営の実務的経験を有する者を選任し、取締役会に対し意見具申を行っております。また、社外取締役(監査等委員)には法律、財務・会計の専門的経験を有する者を選任し、弁護士としての専門的見地や公認会計士としての専門的見地に基づく監査業務を遂行するなど、経営の適法性、妥当性の確保に努めることとしております。

また、取締役会を効率的に運用するため、経営会議を取締役に先行した日程で開催しております。

当社は、現行の体制により、当社のコーポレート・ガバナンス体制が効果的かつ効率的に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の第47期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月開催の第47期定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会における事業報告および計算書類等に関する議長説明について、株主の理解をより深め、ひいては円滑な議決権の行使に資するべく、ビジュアル化を実現しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じ、代表取締役による説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じ、代表取締役による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.g-7holdings.co.jp 有価証券報告書、決算短信、説明会資料、株主通信などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役会長兼CEOの直轄としてIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーの立場の尊重に関し、「企業・従業員行動指針」において「顧客(消費者)の信頼獲得」「取引先との信頼獲得」「株主・社会からの理解と支持」「従業員の連帯と人間成長への環境づくり」「社会とのコミュニケーション」「行政との関係」「地域社会への貢献と共生」を個々に規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業の株主価値を最大化するように経営することを基本としております。同時に企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を目指して以下の体制構築に取り組んでおります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款の規定に則り、当社の企業理念、G 7グループ企業倫理綱領、G 7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役および使用人への法令遵守の徹底を図っております。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施するとともに、内部監査部門による内部監査を定期的実施しております。また、法令違反の早期発見およびその是正ならびに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しております。

2. 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規定を整備し、情報の保存および管理を適正に行っております。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化してまいります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めております。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G 7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎月開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G 7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しております。また、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る透明性と客観性を高めております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社子会社から成る当社グループにおいて、関係会社管理規程・G 7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っております。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図るとともに、企業倫理委員会、G 7グループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めております。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査等委員会に意見がある場合には、その意見を尊重することとなっております。

7. 前号6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および内部監査部門長の指揮命令を受けないこととなっております。

8. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整および各種会議議事録による報告を実施しております。また、監査等委員会規程に基づき取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人より監査等委員会に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっております。なお、上記の報告をした者は、報告したことを理由としていかなる不利益も受けることがないものとしております。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査規程、G 7グループ内部監査規程および関係会社管理規程等に基づき、監査等委員会監査が実効的に行えるように体制整備を図っております。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査等委員会に報告され、監査等委員会監査のフォローを行っております。また、内部監査部門は監査計画に沿った監査を実施するとともに、監査等委員会の要請があれば要請事項について内部監査し、その結果を報告することにより、監査等委員会監査の実効性確保に努めております。なお、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当社監査等委員の職務に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

G 7グループ企業倫理綱領、G 7グループ企業・従業員行動指針において、基本姿勢を明示しております。

具体的には、G 7グループ企業倫理綱領において、「私たちは、反社会的勢力とは関係を持たず、不法・不当要求には、一切応じません。」と反社会的勢力排除を宣言し、G 7グループ企業・従業員行動指針において、反社会的勢力および団体への対処を具体的に示し、周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社の「内部情報管理規程」に列挙された重要事項を決定した場合

- ・各種経営会議体等を通じて、総務部門が情報を入手
- ・情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、迅速な情報開示

(2) 当社の「内部情報管理規程」に列挙された重要事項が発生した場合

- ・事故、災害、訴訟、債権の取立不能等については事象発生後、グループ社長会等のグループ管理会議にて情報収集
- ・情報取扱責任者および総務部門を中心に情報開示の検討・準備
- ・その他の発生事実については、社内各部門、グループ各社等より情報を入手、情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、経営陣(必要に応じてグループ各社を含む)への報告後、迅速に情報開示

(3) 決算情報(業績予想の修正等の場合を含む)

- ・財務部門より情報取扱責任者および総務部門が決算情報を入手
- ・情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、迅速な情報開示

なお、内部者取引の未然防止を目的に、適時開示までの間における重要事実の取扱いにつきましては、グループ全体を通じて当社「内部情報管理規程」を準用し、内部者取引の禁止の徹底を図るとともに、情報の管理に万全を期しております。

【参考資料 模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。

